

# お手入れ・ディスクの取り扱い

# VICS についてのお問い合わせ

## 本機のお手入れ

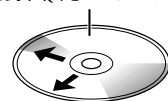
乾いた柔らかい布で拭いてください。ベンジン、シンナー類を使うとケースや塗装が変質しますので使用しないでください。化学ぞうきんをご使用の際は、その注意書にしたがってください。



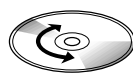
## ディスクのお手入れ

地図ディスクが汚れている、または指紋が付いている場合は、水を含ませた柔らかい布で拭いたあと、乾いた柔らかい布で拭いてください。

記録面(光っている面)



内側から外側方向へ拭いてください



回転方向に拭かないでください

## レンズのお手入れ

市販のDVD用・CD用レンズクリーナーは、使用しないでください。クリーニングを行う場合は、お買い上げの販売店へご相談ください。

## 結露について

寒いときヒーターをつけるなどで、急に車内の温度が上がったとき、本機内部の光学系レンズや地図ディスクに露(水滴)を生じることがあります。このような現象を結露といいます。結露したままですと、レーザーによる読み取りができず、正常な動作をしない場合があります。結露の状況にもよりますが、地図ディスクを取り出して約1時間ほど放置しておけば、結露が取り除かれ正常に動作します。もし、何時間たっても正常に動作しない場合は、お買い上げの販売店またはお近くの「ご相談窓口」にご相談ください。

## 取り扱い上のお願ひ

ケースからの出し入れにご注意ください。ラベル面や記録面に紙などを貼ったり、キズをつけないでください。ディスクは曲げないでください。ディスクの二重入れはしないでください。同梱の地図ディスクは、2層のDVD-ROMディスクのため、指紋などの汚れが読み込みの障害になることがあります。記録面に触れないようにしてください。

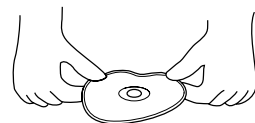


記録面に触れないでください

## 保管上のお願ひ

長時間使用しないときは汚れや、ゴミ、キズ、そりなどを避けるために、ディスクは必ずケースに入れて保管してください。次のような場所に置くことは避けてください。

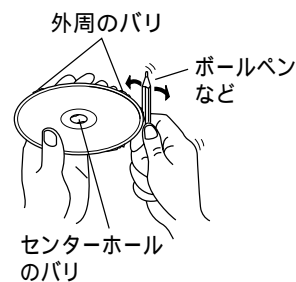
- 1 長時間直射日光の当たる場所  
(車のシート、ダッシュボードの上など)
- 2 湿気やゴミ、ほこりの多い場所
- 3 暖房器具の熱が直接当たる場所



曲げないでください

## 新しいディスクの使用上のお願ひ

ディスクによっては、センターホールや外周にバリが残っている場合があります。バリを取り除いてからご使用ください。誤動作の原因になります。CDアクセサリとして市販されているプロテクトフィルムやスタビライザーは本機に使用しないでください。故障の原因になります。



センターホールのバリ

VICSの車載機の動作、その他に関するもの  
VICSのサービスエリアに関するもの  
その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げいただいた販売店またはお近くの「ご相談窓口」(別紙参照)にお問い合わせください。

VICSの概念、計画、または表示された情報内容に関するものは、(財)VICSセンターへお問い合わせください。  
(但し、地図表示型の表示内容は除く)

## (財)VICSセンター(東京センター)

電話受付 9:30 ~ 17:45 (土曜・日曜・祝祭日を除く)  
番号 03 - 3592 - 2033  
06 - 6209 - 2033

FAX受付 <24時間>  
FAX番号 03 - 3592 - 5494

## VICS 削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)を地図上に表示するためあらかじめ地図ディスクに情報提供用の単位(以下、VICSリンクと称します)を設定しています。道路形状や交通施設の変化にともない、より正確な情報提供をするため、必要に応じ毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われませんが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。このため、VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。より正確に情報を表示するためには、最新の年度更新版地図ディスク(別売)をご使用いただきますようお願い申し上げます。  
(本製品に付属の地図ディスクは2000年2月版です)

## VICS 情報有料放送サービス契約約款

### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和25年法律第132号)第52条の4の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

#### (約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

#### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) VICSサービス  
当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- (2) VICSサービス契約  
当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約
- (3) 加入者  
当センターとVICSサービス契約を締結した者
- (4) VICSデスクランブラー  
FM多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

お手入れ・ディスクの取り扱い/VICSについてのお問い合わせ  
必要に応じて